

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年4月まで

私の国民年金保険料については、未納期間が無いよう気を付けており、申立期間前の5か月が納付済みであるのに、申立期間が未納とされているのはおかしい。

申立期間の国民年金保険料についても納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続についてもおおむね適切に行っていることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、i) 昭和40年10月頃に払い出された国民年金手帳記号番号により、申立期間前の同年8月から同年12月までの国民年金保険料を現年度納付していること、ii) 特殊台帳により、41年5月1日付けで厚生年金保険被保険者となったことに伴う国民年金被保険者資格の喪失手続を、同年同月11日に行ったものと推認できることから、国民年金に係る手続を適切に行い、保険料の納付意識が高かった申立人が、被保険者資格喪失以前の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月1日から39年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を38年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月22日から39年7月1日まで

B事業所からA事業所に派遣され、昭和38年9月22日から41年1月31日までA事業所が経営するC店でD職として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたA事業所の上司二人は、「当時、B事業所では、A事業所を含む県内の事業所に対し事業面及び人材面で指導及び支援を行っていた。申立人は、A事業所に対する人材支援の一環としてB事業所から当事業所に派遣され、申立期間はD職として勤務していた。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、回答を得られた二人のうち一人、及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚4人に照会し、回答を得られた二人のうち一人は、いずれも「申立人は、申立期間にA事業所のD職として勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立期間における当該事業所の厚生年金保険の被保険者数を月別に整理したところ、最も少ない月で8人、最も多い月で13人となっており、これらの被保険者数は、前述の回答が得られた6人のうち4人が記憶している同期間における当該事業所の職員数（アルバイトを除き10人から14人程度）とほぼ一致していることから、当該事業所においては、申立期間当時、ほぼ全ての職員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

さらに、前述の上司二人は、共に「当時、B事業所からの派遣者に係る給与及び社会保険等の加入については、同事業所に準じた取扱いが行われていた。また、社会保険の被保険者資格取得及び喪失の手続きはそれぞれの事業所が別々に行っており、申立人については、当時の事務担当者が社会保険事務所（当時）に対する同保険の被保険者資格取得の届出に誤りがあったかもしれない。」と供述している上、申立人及び前述の回答が得られた同僚のうち4人（上司二人を含む。）からB事業所から当該事業所に派遣された職員として名前が挙げられた5人（申立人を除く。）のうち、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年4月1日以降に派遣されたことが確認できた当時の上司二人及び申立人の後任者一人の計3人は、全員が派遣元の厚生年金保険被保険者資格の喪失月の翌月1日（同資格喪失日から5日後から11日後）に派遣先である当該事業所において同資格を取得していることが確認できる。

なお、上記5人のうち当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年4月1日より前に派遣された二人は、オンライン記録により、共に派遣元において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和38年10月1日から39年7月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和39年7月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和38年9月22日から同年10月1日までの期間に

については、上述のとおり、申立人は、当該期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所は「当時の資料が無く、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回答していること、申立人と同様に同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年4月1日以降にB事業所からA事業所に派遣されたことが確認できる3人は、共に派遣元の厚生年金保険被保険者資格の喪失月の翌月1日（同資格喪失日から5日後から11日後）に派遣先である同事業所において同資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人についても、同様の取扱いであったことが考えられる。

また、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、このほか、申立人の申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA市役所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成20年5月1日、資格喪失日が同年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同市役所における資格喪失日を同年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年10月31日から同年11月1日まで

平成20年10月31日までA市役所に勤務していたが、同市役所が社会保険事務所(当時)に対して厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を誤ったことにより、申立期間は年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

給与支払明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA市役所に係る厚生年金保険被保険者記録は、事業主からの訂正届により、資格取得日が平成20年5月1日、資格喪失日が同年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、申立人が保有する臨時職員任用通知書及び給与支払明細書並びにA市役所から提出された源泉徴収簿兼賃金台

帳により、申立人は同市役所に平成 20 年 10 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 市役所に係る平成 20 年 10 月の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めている上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書により、事業主が平成 20 年 10 月 31 日を資格喪失日として届出していたことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日、同被保険者資格喪失日に係る記録を42年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和42年3月26日から同年4月1日まで

申立期間①及び②について、昭和41年4月分及び42年3月分の給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されているが、年金記録では、両申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。41年3月から57年12月までA社で勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確かなので、両申立期間の厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給料支払明細書(写し)及び申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間①及び②においてA社に勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、当該給料支払明細書(写し)における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万6,000円、申立期間②は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付したか否か

については、事業主は不明としているが、当該事業所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（写し）により、申立人の同被保険者資格の取得日を昭和41年4月1日から同年5月1日に訂正（「訂正五字削除五字加入」の記載と共に事業主の押印が確認できる。）していることが確認できることから、事業主が同年5月1日を申立人の被保険者資格取得日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から62年3月まで

申立期間について、私の両親が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとする申立人の両親においても、それについて具体的な記憶がないことから、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号はA社会保険事務所（当時）から払い出された番号であり、同事務所が設置されたのは昭和59年4月であることから、それ以前に同番号で申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、昭和62年7月頃に払い出されたものと推認でき、この時点において、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

一方、申立人に対して、B社会保険事務所（当時）から別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として平成6年3月31日と記載されていることから、当該番号により申立期間の保険料は納付できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付した

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年12月までの期間及び9年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月から同年12月まで
② 平成9年4月から同年11月まで

私は、加入時期を覚えていないが、A市B区役所で国民年金に加入した。申立期間当時、住宅購入を考えていたが、住宅購入資金を借りるためには、国民年金保険料を完納していることが条件であると言われ、同区役所の窓口で未納であった保険料を現金で一括納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市B区役所の窓口で一括納付した記憶があるとしているが、国民年金の加入及び保険料納付に係る記憶は曖昧であり、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者となった平成6年4月頃交付されたと推認できる年金手帳と、9年1月31日に交付された年金手帳の二つの手帳を所持しているところ、その手帳のうち、6年4月頃交付されたと推認できる手帳には国民年金手帳記号番号が記載されていない上、基礎年金番号制度が導入された9年1月1日前に国民年金に加入していた被保険者に必ず付番された同手帳記号番号が無いことから、申立人は申立期間①当時、国民年金に未加入であり、当該期間に係る保険料の納付書は作成されず、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金資格異動履歴詳細票により、申立人の国民年金被保険者資格は、平成14年6月に取得したことが確認できることから、申立期間②当時についても、申立人は国民年金に未加入であり、当

該期間に係る保険料の納付書は作成されず、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年11月まで

私は、申立期間当時、学生であったが、国民年金保険料の納付義務があったので、私の母親が保険料を用意してくれ、未納分の保険料を一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所(当時)で国民年金保険料の未納期間の過年度保険料と免除期間の追納保険料を1度だけまとめて納付したと述べているところ、オンライン記録により、平成4年12月から5年3月までの過年度保険料及び5年4月から6年3月までの追納保険料を、7年1月6日にまとめて納付していることが確認でき、申立人がまとめて納付した保険料は当該保険料と考えられ、当該納付時点では申立期間の保険料は既に時効により納付できない。

また、オンライン記録により申立人が平成5年5月に同年4月から6年3月までの国民年金保険料の免除申請手続きを行っていることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、5年5月頃に払い出されたものと推認されるが、申立人は、この頃未納となっていた申立期間の保険料を一括納付した記憶があると述べているところ、平成5年度の保険料を免除申請していることを踏まえれば、申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月 20 日から 49 年 9 月 1 日まで
② 昭和 49 年 10 月頃から 53 年 8 月頃まで
③ 昭和 53 年 9 月頃から 56 年 3 月頃まで

申立期間①について、A社が経営するB店に昭和45年9月11日以降継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②について、C店に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③について、D店に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社は平成13年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同僚が記憶していた当時の事業主であったとする者は既に死亡している上、商業・法人登記簿謄本により確認できる同社本社の所在地及び現在の事業主の住所宛てに照会したものの、いずれも所在不明で回答を得ることができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚13人のうち生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、全員が「申立人とは一緒に勤務していた記憶はあるが、申立人がいつからいつまで勤務していたかは分からない。」としている上、そのうち二人は、「私は昭和48年2月末でA社を退職したが、

その時点では申立人は既に同社を退職していた。」と供述しており、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 11 人に照会し、6 人から回答が得られたところ、全員が「申立人については、記憶がない。」と供述している。

加えて、前述の回答が得られた同僚 11 人（申立人が名前を挙げた同僚 5 人を含む。）は、全員が「私が記憶している A 社に勤務した期間と同社に係る厚生年金保険の加入期間とは一致している。」と供述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、個人経営の C 店に勤務していたとして、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）により、飲食店は、厚生年金保険の強制適用事業所となっておらず、当時は社会保険庁長官の認可を受けることによって適用事業所となることのできる事業所（任意適用事業所）であったが、事業所名簿及びオンライン記録を確認したものの当該事業所が適用事業所となるための認可手続を行った形跡が無い。

また、申立人は、当時の事業主の名前を記憶しておらず、名前を挙げた同僚 6 人についても姓のみの記憶であるため、個人を特定することができず、申立人の申立てに係る事実を裏付ける資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、個人経営の D 店に勤務していたとして、前記 2 のとおり、飲食店は、当時は社会保険庁長官の認可を受けることによって適用事業所となることのできる事業所（任意適用事業所）であったが、事業所名簿及びオンライン記録を確認したものの当該事業所が適用事業所となるための認可手続を行った形跡が無い。

また、申立人は、当時の事業主及びその妻の名前を挙げているが、オンライン記録を確認したものの当該二人を特定することができない上、申立人が名前を挙げた同僚 5 人についても、個人を特定することができないことから、いずれの者からも申立人の申立てに係る事実を裏付ける資料及び供述を得ることができない。

- 4 申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、全ての申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月まで
昭和 60 年 9 月に A 社の関連会社から B 社 (現在は、C 社) に移籍したが、申立期間の標準報酬月額が 47 万円から 44 万円に減額されているので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 61 年 7 月の随時改定により 41 万円から 47 万円に 2 等級の増額となっているにもかかわらず、その直後の同年 10 月の定時決定において 44 万円に 1 等級減額されているのは納得できないと主張している。

しかしながら、C 社は、「申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除について確認することができない。しかし、申立人の標準報酬月額の記録が昭和 61 年 7 月に随時改定の対象となっていることから、同年 4 月に賃金又は手当等の変動があり 2 等級増額改定されているが、その後の定時決定により 1 等級減額されたことが考えられる。」と回答している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 22 人 (申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。) に照会し、15 人から回答が得られたところ、そのうち 10 人は「私の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は相違していない。B 社は、社会保険事務所 (当時) に適正な届出を行っていたと思う。」と供述しており、さらに、15 人のうち人事担当経験者であったとする者は、「移籍に伴い給与体系の見直しがあるので、1 等級又は 2 等級程度の変動であれば、申立人のような状況はあり得ると思

う。」と供述している。

さらに、D連合会に照会したところ、申立人のE厚生年金基金に係る「中脱記録照会(回答)」により確認できる申立期間を含む昭和57年2月11日から平成11年2月11日までの期間の標準報酬月額記録は、オンライン記録と全て一致している。

加えて、申立期間を含む数年の期間において、F職であった申立人と同様に定時決定により標準報酬月額が減額となっているF職の同僚が3人確認できる上、前述の回答が得られたF職の同僚一人から提出された申立期間に係る給与明細書によると、当該同僚の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できることから、申立期間当時、当該事業所の標準報酬月額の事務処理は、適正に行われていたものと判断できる。

なお、申立人から提出された昭和63年分及び平成4年分の給与所得の源泉徴収票で確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づき試算した社会保険料控除額とほぼ一致している。

その上、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 63 年 3 月まで

申立期間はA社にB業務担当者として勤務していた。年金記録では、申立期間の標準報酬月額が下がっているが、事業所の解散時まで給与額が下がることはなかったはずである。

厚生年金保険料の控除を確認できる当時の給与明細書等はないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は昭和 63 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本で確認できる当時の事業主で同事業所における閉鎖時の清算人であった者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における給与の支払及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 3 人に照会し 2 人から回答が得られたものの、いずれも「給与明細書を保管していないが、記憶している当時の給与額と年金記録における標準報酬月額は、おおむね合致している。」と供述している。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険受給資格者証で確認できる離職時賃金日額（1 万 920 円）に 30 日（1 か月分の日数）を乗じて得た額（32 万 7,600 円）に見合う標準報酬月額（32 万円）は、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失時の標準報酬月額（32 万円）と一致していることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票によると、申立人の申立期間における標準報酬月額が遡って訂正される等、不自然な事務処理が行われた形跡は無い上、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4019 (事案 1473 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月頃から 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 39 年 5 月 1 日から 41 年 8 月頃まで

A社(商業・法人登記簿では、B社)には、20歳の頃から4年間程度勤務していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、年金記録の訂正の申立てを第三者委員会に行ったところ、同委員会から認められないとの通知をもらった。その後、申立期間①中に職場において同僚と一緒に撮った写真並びに申立期間①及び②に勤務していたことを証言してくれる同僚が見つかったので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、i) B社に照会したが、関係資料は保存されておらず、申立期間①当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、ii) 申立人が同社において一緒に勤務していたとする同僚及び社会保険事務所(当時)の記録から同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者合わせて8人に照会したところ、7人から回答が得られ、このうち3人は申立人の名前に記憶がなく、他の4人は申立人のことを記憶しているものの、申立人の勤務期間までは記憶がなく、申立人の申立期間①に係る勤務の実態についての供述が得られないこと、iii) 複数の同僚が「入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、申立人についても入社後一定の期間が経過してから厚生年金保険に加入したことが考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、事業主の息子の妻から提供された申

立期間①中に職場において同僚と撮った写真を提出していることから、当該妻に照会したところ、「私が申立人に提供した写真の裏に当時の事業主の妻が写真の撮影日を昭和37年8月20日と記載していることが確認できることから、申立人は、その時点以降はB社に勤務していたことは間違いないと思う。しかし、当時、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かまでは分からない。」と供述している。

また、申立人が申立期間①において勤務していたことを証言してくれる同僚として名前を挙げた二人は、当初の申立て時において照会を行った者であったが、再度、二人に対し、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について照会したところ、二人からは、申立人の申立内容を裏付けるような新たな供述を得ることができない。

- 2 申立期間②について、i) 前記1のとおり、B社及び申立期間②当時の事業主から申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、ii) 前記1のとおり、回答が得られた同僚7人のうち3人は申立人の名前に記憶がなく、他の4人は申立人のことを記憶しているものの申立人の勤務期間までは記憶がなく、申立人の申立期間②に係る勤務の実態についての供述が得られないこと、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和39年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、不自然な記録訂正等はなく、健康保険被保険者証も同年5月20日に返納していることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当初の申立ての期間（昭和39年5月1日から40年11月頃まで）を昭和39年5月1日から41年8月頃までに変更するとともに、変更後の申立期間において勤務していたことを証言してくれる同僚として二人の名前を挙げている。この二人は、いずれも、当初の申立て時において照会を行った者であったが、再度、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について照会したところ、そのうち一人から変更後の申立期間②中に職場において申立人と撮った写真が提供されるとともに、同人は「私が提供した写真はB社が休みで百貨店に買い物に行く前に職場で申立人と一緒に撮影したもので、その写真のファイルされていた位置から判断して撮影日は昭和41年7月頃と思われることから、申立人は、その時までは同社に勤務していたことは間違いないと思う。しかし、当時、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かまでは分からない。」と供述している。

また、他の一人からは、申立人の申立内容を裏付けるような新たな供述を得ることができなかった。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4020

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月から 42 年 4 月まで
② 昭和 42 年 11 月から 43 年 4 月まで

昭和 40 年から 42 年までの 3 年間については、毎年 11 月から翌年 4 月まで A 社 B 工場（現在は、C 社）に季節雇用の D 職として勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

両申立期間について、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間①及び②において、A 社 B 工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、「昭和 41 年 4 月までは、厚生年金保険被保険者記録が確認されることから、季節雇用者についても原則的には厚生年金保険に加入させていたと思うが、申立期間①及び②については資料が無いので、不明である。」と回答していることから、申立人の両申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、当該事業所から提出された従業員名簿には、申立人と同様に昭和 40 年 11 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 12 人の名前が記載されており、そのうち申立人が名前を挙げた同僚一人及び所在が確認できた同僚 4 人の合計 5 人に照会したところ、回答が得られた 4 人のうち 3 人は、「申立期間①及び②において、申立人と同様に季節雇用として勤務した。」と供述しているものの、オンライン記録によると、当該同僚 3 人についても、両申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無い上、いずれの者からも両申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除

について具体的な供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同原票の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②において、国民年金に加入しており、同保険料を全て納付していることが確認できる。

その上、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年9月1日まで
② 昭和30年2月1日から同年10月頃まで
③ 昭和30年12月28日から32年1月頃まで

昭和27年9月から30年1月末まで、A市内のB事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間②は、C市内のB事業所かD事業所に勤務していた期間であるが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間③は、C市内のE事業所に昭和32年1月頃まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が30年12月28日になっている。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、F国施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、F国施設の所在する都道府県に置かれた渉外労務管理事務所において行われていたことから、G省H局に照会したところ、「当局が保管しているI及びJ渉外労務管理事務所に係る資料を確認したが、申立期間①における厚生年金保険の適用については、資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立期間②及び③について、C市内にあったF国施設の社会保険に係る記録管理業務を引き継いでいるG省K局に照会したところ、「L県M施設

に一部保管されている資料を確認したが、申立人に関する資料は無かった。」と回答しており、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

- 2 申立期間①について、G省H局から提出された申立人に係るI 渉外労務管理事務所の昭和46年の従業員台帳（以下「従業員台帳」という。）の最終学歴欄に「昭和29年3月N学校卒」及び前職歴欄に「昭和23年8月B市J地区内B事業所O職として就職、28年2月同事業所自己退職、同年同月P県Q市R社S職として勤務、29年6月自己退職。」と記載されていることから判断すると、申立期間①はA市内のB事業所を退職し、N学校に通いながらR社に勤務していたことが推認できるところ、申立人は、「時期は定かでないが、T技術を身につけるためにN学校を卒業し、T技術の資格を取った。R社にはパートとして勤務していた。」と供述している。

また、申立人は、同僚6人の名前を挙げているが、このうち4人は、姓のみしか記憶していないため、個人を特定することができず、残る二人のうち一人は申立期間①より前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、他の一人に照会したものの、回答が得られなかった。

さらに、A市内のB事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①当時、同事業所において同保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚13人に照会したところ、9人から回答を得られたものの、そのうち6人は、申立人を記憶しておらず、残り3人は、「申立人を知っているが、勤務した期間は定かでない。」と供述しており、いずれの者からも、申立人の申立期間①に係る具体的な勤務状況について供述を得ることができなかった。

加えて、前述の従業員台帳の前職歴欄には、昭和29年6月から同年9月までの期間について、「A市U町*失業中」と記載されており、当該住所は申立人の当時の本籍地と一致していることから、申立人は申立期間①のうち当該期間について、A市内のB事業所に勤務していなかったことがうかがえる。

- 3 申立期間②について、前述の従業員台帳の前職歴欄に、「昭和30年2月C市V町W地区B事業所に採用、同年9月自己退職」と記載されているところ、C市V町W地区にあったB事業所の被保険者名簿により申立人が昭和30年3月1日に被保険者資格を取得し、同年10月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は申立期間②のうち当該期間について、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の被保険者名簿には、健康保険のみの任意包括適用事業所であったことが記載されており、被保険者に係る健康保険の番号は付番されているものの、厚生年金保険の記号番号が記載されていないことから、当該事業所は申立期間②当時、健康保険のみ加入していたことが確認できる。

また、当該被保険者名簿から所在が確認できた同僚二人に照会したものの、申立期間②当時の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、当該被保険者名簿によると、申立人の妻も申立人と健康保険番号が連番で、昭和30年3月1日に健康保険の被保険者資格を取得し、同年9月1日に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

- 4 申立期間③について、前述の従業員台帳の前職歴欄に、「昭和30年10月C市V町W地区Y事業所に就職、31年6月に人員整理のため退職」と記載されており、申立人が、30年10月から31年6月までF事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F事業所の被保険者名簿によると、同事業所は昭和30年12月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間③は、同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立人と同様に昭和30年12月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、生存及び所在が確認できた同僚7人に照会したところ、回答が得られた5人のうち4人は、申立人を記憶しておらず、残りの一人は、「申立人のことを知っているが、一緒に勤務した期間までは記憶していない。」と供述しており、いずれの者からも申立人の申立期間③における厚生年金保険料控除について確認できる供述は得られなかった。

- 5 このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 8 日から 41 年 10 月 21 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとされていた。
脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立てに係る事業所を退職（昭和 41 年 10 月 21 日）後、昭和 45 年 8 月まで公的年金に加入していない申立人が申立期間に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4023（事案 760 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 9 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 12 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

厚生年金の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②については、申立期間②に係る事業所を退職後に脱退手当金を受給したこととなっているものの、脱退手当金を受給した記憶が一切なく、何かの間違いだと思われるので受給していないことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないとは認められないとの回答を受けた。

しかし、日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取り、また、申立期間②に係る事業所で勤務していた同僚を思い出したので、再度調査をして、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）等に記載されている被保険者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後 2 年間に資格を喪失し、かつ脱退手当金の支給記録がある者 6 人の支給状況を確認したところ、このうち 4 人が資格を喪失した日から約 4 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえること、ii) 申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 か月後の昭和 41 年 5 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうか

がえないこと、iii) 申立期間より前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険の被保険者期間があるが、申立人が当該期間を被保険者期間として認識したのは、満60歳に達した時に行った国民年金の繰り上げ支給手続きの際であるとともに、当該期間と申立期間とは異なる記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された41年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出がなければ異なる記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったと考えられることから、事務処理上不自然さはいかががえないこと、iv) 申立人から聴取しても受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月6日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②に係る事業所の同僚二人の名前を挙げて再調査を求めているものの、これらの同僚は、「会社が脱退手当金の請求等に関わっていたか否かについては分からない。」と供述していることから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月10日から39年8月30日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に勤務した事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約1か月後の昭和39年10月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4025

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月2日から41年4月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているとの回答があった。
しかし、脱退手当金を受給していないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで

A社B出張所C課において、昭和 37 年 6 月 1 日から 1 か月ほど勤務し、その後、同社本社（D市）E課所管のF事業所に勤務した。同年 11 月にB市に戻り、新会社であるG社の設立準備の業務に従事し、38 年 1 月に同社が発足したことにより移籍したが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、A社B出張所から給与が支給されていたと記憶しているため、同社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社B出張所の後継会社であるH社が保管している申立人に係る人事記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A社B出張所の関連会社であるG社で採用され、A社B出張所及び同社本社（C市）所管のF事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社B出張所及びG社は、それぞれ平成 8 年 10 月 1 日及び 3 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡しているほか、H社は、「申立人の勤務期間に関する資料以外は保管されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、G社は昭和 38 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立期間において同保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、A健康保険組合が保管している申立人に係る被保険者台帳によると、申立人の健康保険被保険者資格取得日はオンライン記録と一

致していることが確認できる。

さらに、申立人が経理担当者として名前を挙げた同僚は、「当時のA社本社の事業所は、B市に初進出する時期であり、時間をかけてスタッフの教育をすることが営業方針であった。そのため、申立人のC市におけるF事業所勤務の期間は研修期間であったと思う。申立期間の給与については、G社の設立前であったため、親会社であるA社C本社が立て替えて支払っていた。」と回答している。

加えて、申立期間当時、F事業所において申立人と一緒に勤務していたとし、かつ、G社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、昭和38年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私はA社の子会社で勤務していたが、G社の設立のため、昭和37年6月にG社で採用された。給与はA社B出張所から支給されていた。」と回答しているところ、当該同僚に係るA社B出張所及び同社本社の被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、ほかの同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

その上、申立期間において、A社の関連会社に係る被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月頃から 52 年 6 月頃まで
昭和 51 年 1 月頃から 52 年 6 月頃まで A 県の B 駅付近にある C 店に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 県の B 駅付近にある C 店で D 職として勤務していたとしており、当該店舗を経営していた事業所は E 社である旨主張している。

しかしながら、オンライン記録から確認できる E 社又はこれに類似する名称の事業所に照会したところ、当該店舗を経営していたとする事業所は確認できない上、これらの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の名前は確認できない。

また、上記事業所のほかに C 店の名称で店舗を経営している F 社によると、「当社が管理している社員名簿には申立人の名前は記載されていない。」と回答している上、オンライン記録から、同社は、申立期間後の昭和 53 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、当該店舗の向かいにあった別事業所において、知人が勤務していたと供述しているところ、当該知人は、「申立人が勤務していた店舗は、G 社が経営していたと記憶している。」と回答していることから、同社に照会したものの、当該店舗と類似した名称の店舗を営んでいるが、「申立人が当社の社員であった記録は無く、当社は B 駅付近には出店していない。」と回答している。

加えて、申立人は、事業主の名前を記憶しておらず、名前を挙げた同僚につ

いても姓のみであるため、個人を特定することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

その上、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないほか、申立人が、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4028

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 11 日から 62 年 4 月 1 日まで
申立期間は、A職としてB学校に勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。
C県D局から、A職としての勤務期間は厚生年金保険に加入する期間であると聞いているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録(写)及び事業主が発行した申立人に係る在職証明書により、申立人が申立期間においてC県D局にA職として採用され、B学校に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C県D局は、「当時の資料を保管していないため、申立人に係る厚生年金保険の適用及び同保険料控除については不明であるが、C県が任命するA職に社会保険が適用されることとなったのは昭和 63 年 4 月 1 日からであるため、申立人は申立期間において、厚生年金保険に加入していなかったものと推察される。」と回答している。

また、昭和 63 年 7 月 4 日付けのC県D局長名の通知によると、A職の社会保険については、同年 4 月 1 日から適用する旨の記述があることから、申立人は申立期間において、厚生年金保険の適用対象者ではなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる「C県D局」において、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 5 人と連絡が取れたものの、いずれもE職であったと回答しており、A職であったとする者はいない一方で、オンライン記録から、上記「C県D局」とは別に昭和 63 年 4 月 1 日付

けで厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる「D局」において、同被保険者資格を取得している同僚のうち連絡が取れた7人について、このうち4人は、申立期間において国民年金に加入していることが確認できる上、複数の同僚は、「昭和63年4月よりも前にA職として勤務していた期間は、厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4029

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から35年1月15日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和35年1月15日となっているが、同社において33年4月から2年間勤務していたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において2年間勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が3か月しかないのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和34年7月1日から35年5月1日までであることから、申立期間の一部は適用事業所でなかったことが確認できる上、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、49年10月1日に解散していることが確認でき、当時の事業主の所在は不明であり、申立人が名前を挙げた上司も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた当時の事務担当者については所在不明であり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる16人（上記当時の事務担当者を除く）についても、生存及び所在が確認できる者はいないことから、申立人の申立内容に係る供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「B市C局に照会すれば、私がD職として勤務していたことが分かるはずである。」と主張しているところ、同C局は、「申立人に係る資料は見当たらず、A社が指定工事業者として承認を受けていた記録は確認できない。」と回答している。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。